

生活福祉資金 貸付制度のご案内

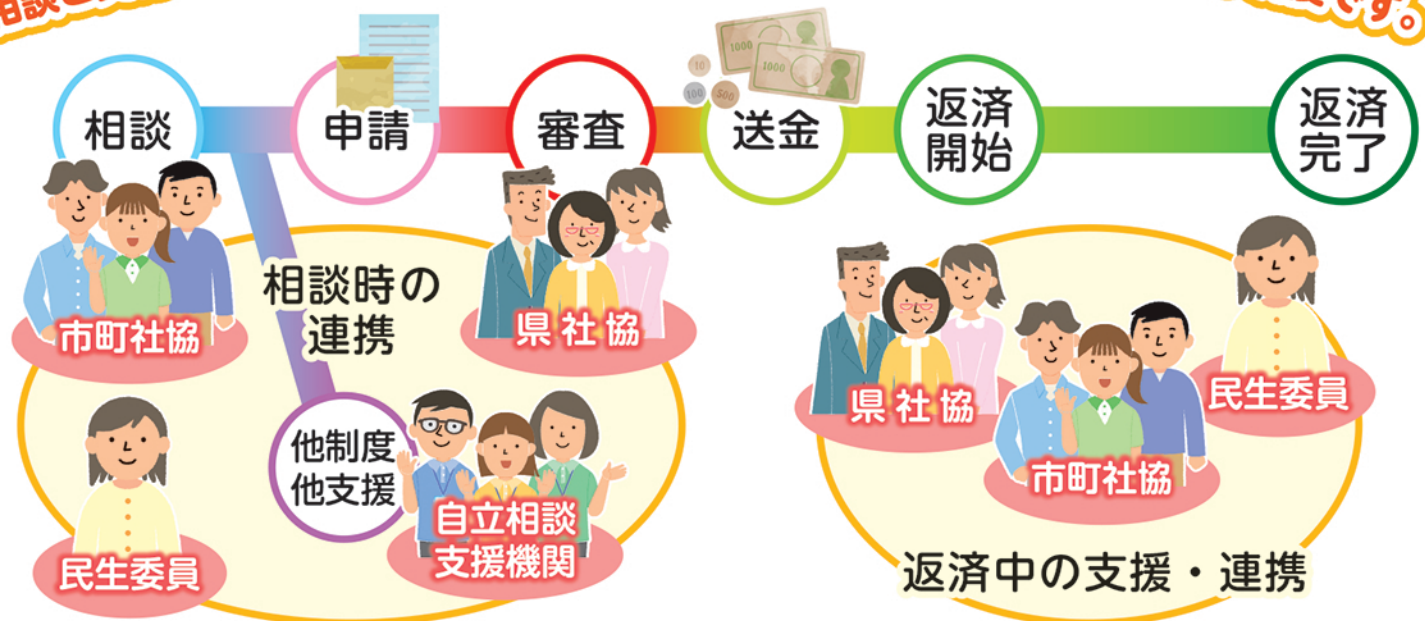
住み慣れた**我が家**で
この先ずっと
暮らしたい。

子どもを
高校や大学へ
進学させたい。

想定外の出費で
生活費が足りなくなった。
当面の生活費を
なんとかしたい。

就職活動を
しているけど
目途が立たず、
生活費が減ってきた。

相談窓口(市町社会福祉協議会)でお困りの内容を伺い、相談と貸付を組み合わせ、世帯の問題を解決し、家計の回復や自立を目指す制度です。



社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

ご利用にあたっては下記のことをあらかじめご理解のうえご相談ください。

ご利用にあたっての留意事項

- ① 「世帯」 に対する貸付です。
世帯全員の就労、就学、疾病、収入、負債状況を伺います。
世帯員全員の了承が必要です。
- ② 本資金の借入をしなくても良い方法があれば、そちらを優先します。
※他所で借入できる場合も、そちらを優先します。
- ③ 返済計画が立たないなど、借入がかえって負担になる場合は貸付できません。
- ④ 審査がありますので、送金までには時間がかかります。
※審査結果の可否にかかわらず、申請書類は返却できません。
- ⑤ 虚偽の申請や不正な手段により本資金を借入した場合や貸付金を利用目的以外に使用した場合、貸付金は一括返還となります。
- ⑥ 借金返済のための支払いや滞納しているものの支払いに充てることはできません。
- ⑦ 債務整理を予定している方、債務整理手続き中の方は利用できません。

必要書類

借入理由に応じて
必要な書類をご案内します

- (1) 借入申込書（相談の中で資金の申し込みが適切と判断した場合にお渡しします）
- (2) 収入および納税を証明する書類、住民票（3か月以内に発行のもの）
- (3) 「身体障がい者手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」の写し
- (4) その他、社会福祉協議会の指定する書類



・ 貸付ごとの主な必要書類 ・

支払い前

引っ越し時

引越費用の見積書、
新しい家の契約書
など

購入前

障がい者用 自動車購入時

障がい者手帳、
車両見積書など

支払い前

療養時

療養時診断書、
治療に係る
費用の見積書
など

支払い前

学校入学時

合格通知書
(在学証明書)、
費用がわかる見積書
など

① 福祉資金

緊急小口資金	対 象	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯			貸付限度額	10 万円以内
	使途内容	緊急かつ一時的に生計維持が困難となった場合に必要な少額の費用				
	据置期間	2 か月以内	返済期限	12 か月以内	貸付利子	無利子
	資 金 の 目 的					
	医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき					
	火災など被災によって生活費が必要なとき					
	年金、保険、公的給付金等の支給開始までに生活費が必要なとき					
	就職先が決まっており、初回給与支給までの生活費が必要なとき					
	滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき					
	公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき					
	法に基づく支援や実施機関および関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき					
	その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき					

小口は
申請から1週間
前後で送金



福祉費	対 象	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯				
	使途内容	日常生活を送る上で、または自立生活に資するため、一時的に必要であると見込まれる経費				
	据置期間	6 か月以内	返済期限	貸付により異なる	貸付利子	年 1.5% ※1
	主 な 資 金 の 目 的					貸付限度額
	技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費					580 万円以内
	住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費					250 万円以内
	福祉用具などの購入に必要な経費					170 万円以内
	障がい者用自動車の購入に必要な経費					250 万円以内
	負傷または疾病の療養に必要な経費 およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費					230 万円以内
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費 およびその期間中の生計を維持するために必要な経費					230 万円以内
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費					150 万円以内
	住宅の移転等、給排水設備の設置に必要な経費					50 万円以内
	その他日常生活上一時的に必要な経費					50 万円以内

※ 申請から資金交付(送金)までには1 か月程度かかります。

※1 連帯保証人を立てる場合は貸付利子は無利子です。



② 教育支援資金



教育 支援 資金	対 象		低所得世帯、 障がい者世帯	対 象 校	学校教育法に規定する高等学校、大学、専門学校			
	措置期間		卒業後 6 か月以内	返済期限	20年以内	貸付利子	無利子	
	支 度 費	限 度 額	50万円以内					
		資 金 使 途	入学に際し必要な経費 例：入学金、制服、体操服、パソコン等 学校の指定で入学時に一括して必要なもの					
		資金交付日	貸付決定 → 借用書受領から 2 週間程度で送金					
	支 援 費	限 度 額	高等学校	月額 35,000円	※貸付期間は貸付開始以降の 就業年限が上限です。 ※特に必要と認められる場合 月額の1.5倍まで増額が可能			
			短期大学・専門学校	月額 60,000円				
			大学	月額 65,000円				
		資 金 使 途	就学するために必要な経費 例：授業料、設備維持費、校納金、教科書、学用品、交通費等					
		資金交付日（初回）		貸付決定 → 借用書受領から 2 週間程度で送金				
資金交付日（2回目以降）		新学年の在学証明書確認後、1 年分をまとめて送金						

※ 原則、合格発表後に進学先が決定してからの申込受付となりますが、合格発表から学費納入期限までに日数がない場合等には、予約申込としての借入の事前申込が可能です。

※ 申請から資金交付（送金）までには 1 か月程度かかります。

③ 総合支援資金

総合支援資金	対 象		離職世帯、低所得世帯 ・借入申込者自らの就労収入によって6か月以上生計維持していた世帯で、その仕事を離職または減収となってから2年以内であること（「就労収入によって6か月以上生計維持」とは、同一の仕事を6か月以上継続し生計維持してきたこと） ・借入申込者が健康で常用就職が可能であり、就職活動を中心とした生活を送ることができること ・借入申込者が申請時に65歳未満であること（最終償還期限到来時の年齢は70歳以下） ・借入申込者が自営業ではないこと				
	措 置 期 間		6 か月以内	返済期限	10年以内	貸付利子	年1.5% ※1
	生活支援費	限 度 額	2人以上 20万円以内 / 単身 15万円以内（貸付期間：原則3か月）				
		資 金 使 途	生活再建までの間に必要な生活費（負債の返済は含まない）				
	住宅入居費	限 度 額	40万円以内				
		資 金 使 途	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用				
	一時生活再建費	限 度 額	60万円以内				
		資 金 使 途	生活再建のため一時的かつ日常生活費で賄うことが困難である費用				

※ 下記の世帯はご利用いただけません。

● 生活福祉資金を利用し、完済していない世帯 ● 生活保護世帯 ● 生活状況が確認できない世帯

● 今後、自営業を始める世帯

● 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯

※ 申請から資金交付（送金）までには 1 か月程度かかります。

※1 連帯保証人を立てる場合は貸付利子は無利子です。

相談・貸付から償還(返済)までの流れ

1
か
月
程
度
時
間
が
か
か
り
ま
す
※

1 相 談

お住まいの市町社会福祉協議会または民生委員にご相談ください。本貸付は「世帯への貸付・支援」となりますので、ご家族の状況・収入・負債等の世帯状況や、今回お困りの内容について詳しくお伺いします。

2 申込書類の準備

相談の中で、資金の申し込みが適切と判断した場合は、資金種類に応じて必要な書類を整えていただきます。必要書類は資金の利用目的や世帯の状況によって異なります。

3 民生委員との面接 (※緊急小口資金は除く)

民生委員がご自宅を訪問するなどの方法で面接し、資金借入れの必要性や、世帯の状況についてお伺いします。

4 申 し 込 み

借入申込書、必要書類等を、市町社会福祉協議会へ提出してください。その後、市町社会福祉協議会から愛媛県社会福祉協議会へ提出されます。

5 審 査

貸付について、愛媛県社会福祉協議会が審査を行います。※審査前後に再度お話を伺ったり、書類の追加提出をお願いする場合があります。

6 貸 付 決 定

貸付の可否について、文書で連絡します。審査の結果によって、貸付ができない場合があります。

7 借 用 書 作 成

借用書に、借受人（連帯借受人、連帯保証人を設定している場合はそれらの方も含め全員）が自筆で署名し、実印を押印してください。署名・捺印した方全員の印鑑登録証明書を添付して市町社会福祉協議会へ提出してください。

8 資金交付(送金)

借用書は、市町社会福祉協議会を経て、愛媛県社会福祉協議会に提出されます。確認の後、資金を交付します。資金交付後、借り入れた資金で購入・支払いした内容を証明する書類（領収証等）を提出してください。

9 分割交付(送金)

一定期間にわたって借り入れる場合は、必要な手続き後、分割して資金を送金します。

10 据 置 期 間

返済が始まるまでの準備期間

11 償 還 (返 済)

返済計画に基づき、原則として指定金融機関からの口座振替による返済となります。

12 償 還 (返 済) 完 了

返済完了後、借用書を返却します。

※上記はあくまで一例となります。利用される資金種類や相談状況によって、手順が変わることや申請から資金交付（送金）までに1か月以上かかることがあります。



生活福祉資金利用のご相談は、 お住まいの市町社会福祉協議会へ

No	市町名	郵便番号	所在地	建物名	TEL
1	松山市	790-8571	松山市二番町4丁目7-2	松山市役所 別館1階 福祉・子育て相談窓口	089-941-4232
2	今治市	794-0043	今治市南宝来町1丁目9-8	今治市総合福祉センター	0898-22-6063
3	宇和島市	798-0003	宇和島市住吉町1丁目6番地16号	宇和島市総合福祉センター	0895-23-3711
4	八幡浜市	796-0010	八幡浜市松柏乙1101番地	八幡浜市保健総合センター2階	0894-23-2940
5	新居浜市	792-0031	新居浜市高木町2番60号	新居浜市総合福祉センター	0897-47-4976
6	西条市	799-1371	西条市周布606番地1	西条市東予総合福祉センター	0898-64-2600
7	大洲市	795-0064	大洲市東大洲270番地1	大洲市総合福祉センター	0893-23-0313
8	伊予市	799-3127	伊予市尾崎3番地1	伊予市総合保健福祉センター	089-982-0393
9	四国中央市	799-0404	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	四国中央市福祉会館	0896-28-6101
10	西予市	797-1212	西予市野村町野村12号15番地	西予市野村保健福祉センター	0894-72-2306
11	東温市	791-0211	東温市見奈良490番地1	東温市総合保健福祉センター2階	089-955-5535
12	上島町	794-2550	越智郡上島町生名2133番地3	上島町生名デイサービスセンター	0897-76-2638
13	久万高原町	791-1501	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1		0892-56-0750
14	松前町	791-3120	伊予郡松前町大字筒井710番地1	松前町総合福祉センター	089-985-4144
15	砥部町	791-2120	伊予郡砥部町宮内1369番地	砥部町中央公民館	089-962-7100
16	内子町	791-3392	喜多郡内子町内子1515番地	内子町役場内子分庁	0893-44-3820
17	伊方町	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	伊方町中央公民館5階	0894-38-2360
18	松野町	798-2101	北宇和郡松野町大字松丸1661-13	ふれあい福祉センター	0895-42-0794
19	鬼北町	798-1341	北宇和郡鬼北町近永782番地	鬼北町総合福祉センター	0895-45-3709
20	愛南町	798-4101	南宇和郡愛南町御荘菊川1157番地		0895-73-7777

●●●●●●●●●● 制度に関するお問い合わせは ●●●●●●●●●●

社会福祉法人 **愛媛県社会福祉協議会** (生活支援課)

TEL 089-921-8384 (月～金 9:00～17:00) 土・日・祝日除く **FAX 089-921-5289**

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

2025.12 (2,000部発行)